

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例

平成28年3月8日条例第19号

改正

令和5年12月11日条例第72号

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

一部改正〔令和5年条例72号〕

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による空家等の適切な管理及び活用の促進並びに空家等の発生の予防に関し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に講じるものとする。

一部改正〔令和5年条例72号〕

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任における当該空家等の適切な管理及び区が実施する空家等に関する施策への協力に努めなければならない。

追加〔令和5年条例72号〕

(関係機関等との連携)

第5条 区長は、第1条の目的を達成するため、警察、消防その他の関係機関及び電気、ガス、水道等の事業者（以下「関係機関等」という。）と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。

(調査等)

第6条 区長は、居住その他の使用がなされていないことが常態であると思われる建築物等を発見し、又は当該建築物等に関する情報の提供を受けたときは、当該建築物等について法第9条第1

項の規定により必要な調査を行い、又は同条第2項の規定により当該職員若しくはその委任した者に立入調査をさせるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による必要な調査を行い、又は同項の立入調査をさせた場合において当該建築物等が特定空家等に該当すると思われるときは、必要に応じ、当該建築物等の所有者等に対し、法第12条の規定による空家等の適切な管理の促進に係る情報の提供又は助言を行うものとする。

一部改正〔令和5年条例72号〕

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第7条 区長は、住民登録事務その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、当該目的以外の目的のために利用し、又は関係機関等に提供することができる。

（安全代行措置）

第8条 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第22条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講じることができないときは、区長に対し、自己の負担において当該必要な措置を代行することを依頼することができる。

- 2 区長は、前項の規定による依頼を受けた場合において必要があると認めるときは、同項の措置を代行することができる。

一部改正〔令和5年条例72号〕

（緊急措置）

第9条 区長は、空家等に起因する人の生命、身体又は財産に対する危害が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがある場合において、当該空家等の所有者等に当該危害を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないと認めるときは、当該危害を回避するための必要な措置を講じることができる。

- 2 区長は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等の所有者等を確知することができないとき又は当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 3 区長は、第1項の規定により必要な措置を講じたときは、当該措置の内容を世田谷区空家等対策審査会条例（平成27年10月世田谷区条例第41号）第1条に規定する世田谷区空家等対策審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。

一部改正〔令和5年条例72号〕

(緊急代執行)

第10条 前条第2項及び第3項の規定は、法第22条第11項の規定による必要な措置について準用する。

追加〔令和5年条例72号〕

(審査会への諮問)

第11条 区長は、次に掲げる場合には、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

- (1) 法第13条第2項の規定による勧告をするとき。
- (2) 空家等が特定空家等に該当すると認めるとき。
- (3) 法第22条第1項の規定による助言又は指導をするとき。
- (4) 法第22条第2項の規定による勧告をするとき。
- (5) 法第22条第3項の規定による命令をするとき。
- (6) 法第22条第9項の規定により、義務者のなすべき行為を自ら行い、又は第三者に行わせるとき。
- (7) 法第22条第10項の規定により、必要な措置を、自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせるとき。
- (8) 第8条の規定により、必要な措置を代行するとき。

追加〔令和5年条例72号〕

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和5年条例72号〕

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月11日条例第72号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(令和5年12月規則第124号で、同5年12月13日から施行)